

フローレンスの病児保育サービスサイトにて公開しておりました「重要事項説明」については、2023年10月より利用規約・ガイドラインに転記し、廃止いたします。

旧	新
<p>●利用が難しいケース</p> <p>1.1歳未満のお子さんで、自宅内での喫煙者がいる場合 乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版） （厚生労働省平成24年10月）に準拠し、ご入会いただくことができません。</p> <p>2.特別な医療行為が必要な場合 保育者（こどもレスキュー隊員）は、医療従事者ではないため、医療行為は行えません。 例： ・体内外にチューブやカテーテル等の医療器具が挿入されているお子さん ・医療的ケアが必要なお子さん ・在宅酸素が必要なお子さん（一時的使用も含む）</p> <p>3.NPO法人フローレンスのメディカルチームにて、第三者による1対1の病児保育が困難と判断した場合 休会のご提案や、場合により入会をお断りすることがあります。 例：てんかんの診断/疑いがあるお子さん 虚偽の報告があった場合</p> <p>4.ご入会後に虚偽の報告が認められた際には、退会勧告をさせていただきます場合がございます。</p>	<p>各ガイドラインの「入会・利用についての重要事項説明①」に移行</p>
<p>●100%対応保証について 当日朝8時までの依頼に100%対応を保證させていただくのは、ベーシックプラン、寄付によるひとり親支援プラン、法人プランの方が対象となります。</p> <hr/> <p>なお「病児保育」は突発的な特性があるため、担当制ではありません。</p> <hr/> <p>※感染症の流行が警戒レベルに達した際やコロナ禍において100%お応えできないことがあります。ガイドラインに沿って月会費相当額のお支払いにて保証しております。詳細はこちら</p>	<p>100%対応を保障する各プランのガイドラインに記載あり</p> <hr/> <p>各ガイドラインの「入会・利用についての重要事項説明①」に移行</p> <hr/> <p>100%対応を保障する各プランのガイドラインに記載あり</p>
<p>●料金・支払いについて フローレンスの病児保育がお約束している「当日朝8時までの依頼に100%対応」は、利用会員の皆さんの月会費によって成り立っています。病児保育の利用がない月も月会費が発生し、会員さん同士で支え合う共済型のしくみです。</p>	<p>100%対応を保障する各プランのガイドラインに記載あり</p>

プランにより料金は異なります。利用されるプランの内容を必ずご確認ください。
なお、法人プランのガイドラインはお勤め先にご確認ください。

各プランのガイドラインは以下よりご確認ください
だけます

<https://byojihoiku.florence.or.jp/service/basic/>